

# 一心リハビリテーション訪問看護ステーション

## 重要事項説明書

### 1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 ANCHOR
代表者名	金澤 浩
所在地・連絡先	(住所) 〒861-2233 熊本県上益城郡益城町馬水 808 番地 5 (電話) 096 - 282 - 8612 (FAX) 096 - 282 - 8613

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	一心リハビリテーション訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 〒861-2233 熊本県上益城郡益城町馬水 807 番地 1 (電話) 096 - 282 - 8612 (FAX) 096 - 282 - 8613
事業所番号	4362890099
管理者の氏名	清田 祐子

#### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容	
		常勤 (人)	非常勤 (人)			
管理者	1	1		1.0	訪問看護事業所を統括し管理します。苦情の窓口責任者です。	
訪問 看護 員	保健師	0				
	看護師	3	2	1	2.8	訪問看護・介護予防訪問看護計画を作成し、利用者のご家庭に訪問してサービスを提供します。
	准看護師	0				訪問看護・介護予防訪問看護計画を基に、利用者のご家庭に訪問してサービスを提供します。
	理学療法士	4	2	2		訪問看護・介護予防訪問看護計画を作成し、利用者のご家庭に訪問してサービスを提供します。
	作業療法士	1		1		訪問看護・介護予防訪問看護計画を作成し、利用者のご家庭に訪問してサービスを提供します。

言語聴覚士	0				
事務職員等	0				

### (3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	勤務時間帯 (8:30~17:30) 訪問看護師兼務	土・日・祝 12/30~1/3
看護師	勤務時間帯 (8:30~17:30)	土・日・祝 12/30~1/3
理学療法士	勤務時間帯 (8:30~17:30) 訪問看護師兼務	土・日・祝 12/30~1/3
作業療法士	勤務時間帯 (9:30~15:30) 訪問看護師兼務	火・木・土・日・祝 12/30~1/3

### (4) 事業の実施地域

事業の実施地域	益城町、西原村、御船町、熊本市、嘉島町、甲佐町、 菊陽町、大津町
---------	-------------------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。但し、上記地域以外については別途交通費が発生いたします。詳細は4. 費用の(3) 交通費の項をご参照ください。

### (5) 営業日

営業する日	営業時間
月～金	8:30 ~ 17:30

営業（診療）しない日	土曜日・日曜日・祝日 12月30~1月3日
------------	--------------------------

※計画外の緊急時訪問契約の場合は、この限りではありません。

## 3. サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリテーション治療を行います。

## 4. 費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた

額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とします。下記料金表の（ ）には1割負担の場合の利用者負担額を記載しています。

**【料金表】**

[保健師・看護師が訪問看護を行った場合]

所要時間	基本料金 (8～18時)	夜間 (18～22時) 早朝 (6～8時)	深夜 (22～6時)
20分未満	3,140円 (314円)	基本料金に 25%加算	基本料金に 50%加算
30分未満	4,710円 (471円)		
30分以上 1時間未満	8,230円 (823円)		
1時間以上 1時間30分未満	11,280円 (1,128円)		

※20分未満の算定要件

- ・ 利用者に対して週に1回以上の訪問看護を実施していること。
- ・ 利用者からの連絡に対して、訪問看護を24時間行える体制であること。

[准看護師が訪問看護を行った場合]

所要時間	基本料金 (8～18時)	夜間 (18～22時) 早朝 (6～8時)	深夜 (22～6時)
20分未満	2,830円 (283円)	基本料金に 25%加算	基本料金に 50%加算
30分未満	4,240円 (424円)		
30分以上 1時間未満	7,410円 (741円)		
1時間以上 1時間30分未満	10,150円 (1,015円)		

※20分未満の算定要件

- ・ 利用者に対して週に1回以上の訪問看護を実施していること。
- ・ 利用者からの連絡に対して、訪問看護を24時間行える体制であること。

[理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合]

所要時間	カウント数	料金	1週間の限度日数
20分以上	1回	2,940円 (294円)	6日
40分以上	2回	5,880円 (588円)	3日
60分以上	3回	7,950円 (795円)	2日

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護の評価の見直し

次の基準のいずれかに該当する場合は1回につき8円減算する。

- ・ 前年度の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
- ・ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

[その他の加算金額]

初回加算 (I) 1月につき 3,500円 (350円)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合 ※利用者が過去2月間当該訪問看護事業所から訪問看護を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合
初回加算 (II) 1月につき 3,000円 (300円)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合 ※利用者が過去2月間当該訪問看護事業所から訪問看護を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合
サービス体制強化加算 I 1回につき 60円 (6円)	すべての看護師等に対し、研修計画を作成し、研修を実施又は予定している 技術指導を目的とした会議を定期的に行っている
サービス体制強化加算 II 1回につき 30円 (3円)	
複数名訪問看護加算 I 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 30分未満 2,540円 30分以上 4,020円	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき イ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
複数名訪問看護加算 II 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 30分未満 2,010円 30分以上 3,170円	ロ 暴力行為、著しい迷惑行為器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合
長時間看護への加算 1回につき 3,000円	特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行う場合であって、通算1時間30分以上となる時(准看護師が行う場合でも同じ単位数を算定する)
緊急時訪問看護加算 (I) 1月につき 6,000円 ※区分支給限度基準額の算定対象外	利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡できる体制で、計画にない緊急時に訪問を必要に応じて行う場合 訪問看護事業所における24時間連絡できる体制を充実するため、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること
緊急時訪問看護加算 (II) 1月につき 5,740円	利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡できる体制で、計画にない緊急時に訪問を必要に応じて行う場合

※区分支給限度基準額の算定対象外	
特別管理加算（Ⅰ） 1月につき 5,000円 ※区分支給限度基準額の算定対象外	特別な管理を必要とする利用者に対し、訪問看護を行う場合（在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態）
特別管理加算（Ⅱ） 1月につき 2,500円 ※区分支給限度基準額の算定対象外	特別な管理を必要とする利用者に対し、訪問看護を行う場合（在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅維持陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。真皮を越える褥瘡の状態。点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態）
ターミナルケア加算 2,500円	在宅で死亡したものに対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 ※末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの場合は、死亡日及び死亡日前14日以内に1日ターミナルケアを行った場合 ※ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定する
退院時共同指導加算 6,000円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対し、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護を行った場合 ※退院又は退所後初回の訪問看護の際に1回に限り算定できる。特別な管理を必要とする者である場合、2回に限り算定できる。 ※初回加算を算定する場合には算定できない
看護・介護職員連携強化加算 2,500円	指定訪問介護事業所と連携し、訪問介護員等に対するの吸引等（※）が必要な利用者に係る計画書や報告書の作成や緊急時の対応についての助言を行うとともに訪問介護員等同行し会議に出席した場合 ※腔内の喀痰吸引、鼻腔内喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻又は腸瘻による経管栄養及び経鼻経管栄養
看護体制強化加算Ⅰ ターミナルケア加算の算定者5名以上（12月間） 5,500円	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

看護体制強化加算Ⅱ ターミナルケア加算の 算定者1名以上（12月 間） <p style="text-align: right;">2,000円</p>	
中山間地域等に居住す る者へのサービス提供 加算 基本料金に5%加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※）に居住している利用者 に対して、通常の実施地域を超えて、訪問看護を行った場合 ※①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地域及び特別 豪雪地域 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策 実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

(2) その他の費用（オプション料金）

介護保険の場合【保険適応外料金（税別）】

- 1) 交通費 100円/片道1kmあたり  
通常実施地域（※1）を超えて、自動車で行った場合
- 2) キャンセル料（※2） 1,000円  
不在などによるサービス未実施の場合
- 3) 有料駐車場利用料 実費  
コイン駐車場等を利用した場合
- 4) エンゼルケア（死後の処置料） 10,000円

※1 通常実施地域についての詳細は「重要事項説明書 2. 事業所の概要 (4) 事業の実施地域」をご参照ください。

※2 サービス提供予定日時において職員が出発する前までにご連絡を頂いた場合にはキャンセル料は発生しません。また、利用者の病状の急変や、急な入院等の場合も同様です。

(3) 利用料等のお支払方法

毎月の利用料のお支払いは以下の方法から選択してください。

- ア 各種金融機関口座からの自動引き落とし  
毎月26日にご指定の金融機関口座から自動的に引き落とされます。
- イ 現金でのお支払い  
毎月、10日までに前月分の請求を致しますので、26日までにお支払いください。

## 5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- 1 当事業所の訪問看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密

な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

- 3 サービスの質を高めること、また利用者からの信頼を得るために専門性の向上と人間性の研磨に努めます。

(3) その他

事項	内容
訪問看護・介護予防訪問看護計画の作成及び事後評価	担当者が、利用者の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、訪問看護・介護予防訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を強化し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者に説明して交付します。
従業員研修	月1回の研修を行っています。
採用時研修	採用後3ヵ月以内に行っています。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

（「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」参照）

苦情・相談窓口	<p>一心リハビリテーション訪問看護ステーション</p> <p>窓口責任者 清田 祐子</p> <p>利用時間 月～金曜日 8:30～17:30</p> <p>利用方法 電話 096-282-8612 FAX 096-282-8613 面談（面談室） E-mail issin@io.ocn.ne.jp</p>
	<p>熊本県国民健康保険団体連合会</p> <p>介護サービス苦情・相談窓口（相談無料）</p> <p>利用方法 電話 096-214-1101 FAX 096-214-1105 来所相談にも応じます</p> <p>受付時間 月～金曜日 9:00～17:00</p>

(1) 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要

措置の概要
<p>1. 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者の設置状況</p> <p>【相談及び苦情に関する窓口の設置】</p> <p>連絡先 電話 096-282-8612 FAX 096-282-8613</p> <p>所在地 熊本県上益城郡益城町馬水 807 番地 1</p> <p>担当者 清田 祐子（管理者）</p> <p>【対応可能な曜日・時間帯】</p> <p>月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>【担当者不在時の対応方法】</p> <p>・窓口担当者が不在の際には、当事業所の職員が担当者に代わって相談又は苦情の</p>

申出を受け付ける。苦情の申出を受けた職員は、遅延なく窓口担当者にその内容を報告する。

## 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

- ・相談又は苦情があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
- ・関係者への連絡調整を迅速かつ確実にを行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行う。
- ・居宅介護支援事業所等の関係機関への連絡を迅速かつ確実にを行い、連携を図る。
- ・苦情内容や処理結果については、台帳等で管理を行う。

## 3. その他の参考事項

- ・サービスの提供にあたり、利用者や家族からの苦情等があがらないよう、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心掛ける。
- ・事業所において処理し得ない内容は、行政窓口など関係機関に協力を得る。

【相談連絡先】 益城町福祉課 096-234-6113  
上益城振興局福祉課 096-282-0215  
熊本県国民健康保険団体連合会 096-214-1101

- ・苦情内容は、従業者に周知して再発防止に取り組むと同時に、今後のサービス向上のための方策について事業所全体で検討する。・市町村及び国民保健団体連合会の照会、調査に協力するとともに、指導、助言に従い、必要な改善を行う。
- ・検討（改善）結果について、利用者の納得が得られず、利用者が他の事業所を選択する場合、必要な協力を行う。
- ・苦情の内容が損害賠償を生じるものである場合は速やかに損害賠償を行う。

## 7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及び所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時 連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

## 8. ご利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証や健康保険証、居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。また、身体障害者手帳、生活保護受給者証、原爆手帳や特定疾患医療受給者証等をお持ちの場合には合わせてご提示ください。

当事業所が重要事項説明書の内容を説明し、利用者が説明を受けたことを証するため、本書2通を作成し、各署名押印して1通ずつを保有します。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	熊本県上益城郡益城町馬水808番地5
	事業者(法人)名	株式会社 ANCHOR
	事業所名	一心リハビリテーション訪問看護ステーション
	事業所番号	4362890099
	代表者名	代表取締役 金澤 浩 印
説明者	職 名	
	氏 名	印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
(選任した場合)	氏 名	印